



# 市町村職員の給与

## 【概要】

- 市町村職員等の地方公務員の給与は、3つの原則（職務給の原則、均衡の原則、条例主義）に基づき決定されています。
- 県内市町村においては、国家公務員の給与や県の人事委員会勧告等を踏まえ、各団体に給与改定方針を決定した後、議会の議決を経て給与条例を改正します。
- 市町村は、給与・定員管理等の状況について公表することが求められており、それぞれの団体のホームページに掲載しています。また、県市町村課のホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/a02/pref/shichouson/jinjigyousei/1173327320063.html>）からも、各団体の詳細な情報を御覧いただけます。
- 県内市町の給与実態調査結果については、下記を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/a02/pref/shichouson/jinjigyousei/1199868535286.html>

市町村課行政担当

TEL 028-623-2120



## 給与決定の原則①（職務給の原則）

---

○職員の給与は、職務と責任に応じて決定されます。

根拠法令

- 地方公務員法第24条第1項



## 給与決定の原則②（均衡の原則）

---

- 職員の給与は、生計費や民間企業の賃金、他の公務員との均衡等を考慮して決定されます。

根拠法令

- 地方公務員法第24条第2項



## 給与決定の原則③（条例主義）

○職員の給与は、条例で定めなければならない、また、法律やこれに基づく条例に基づかずに支給することができません。

### 根拠法令

- 地方公務員法第24条第5項、第25条第1項
- 地方自治法第203条第4項、第203条の2第4項、第204条第3項、第204条の2